

中分類 38 — 専門機械, 理化学機械, 制御機械器具, 写真機, 光学機械器具, 及び時計製造業

總 説

この中分類は、主として機械的測定機械器具, 研究室用, 理化学機械器具, 光学機械及びレンズ, 医療用, 歯科医療用機械器具及び薬品以外の医療用品, 写真器械, 時計の製造に従事する事業所をいう,

主として電気用指示器, 計測器, 記録器の製造に従事する事業所は細分類3613—電気計測機及び記録機製造業に分類される,

小分類 細分類
番 號 番 號

381 研究室用, 理化学用及び工学用機械器具製造業 (外科, 内科及び歯科医療機械器具を除く)

3811 研究室用, 理化学用及び工学用機械器具製造業, (外科, 内科, 及び歯科医療機械器具を除く)

主として研究室用, 理化学用及び工学用機械器具すなわち航海用機械器具, 測量機械器具, 製図機械器具及び顕微鏡と望遠鏡「細分類3831」を除く実験室用科学用機械器具の製造に従事する事業所をいう。

主として医療用歯科医療用機械の製造に従事する事業所は細分類3841に, 機械的測定及び制御器械は細分類3821に, 機械工業用精密測定器は細分類3543—工作機械その他の金属加工機械部分品及び精密工具製造業に, 又電気用指示器, 計測器, 記録器は細分類3613—電気計測機及び記録機製造業に分類される。

○測量機械器具製造業 (度器を除く); 設計製図機械器具製造業; 羅針盤製造業; 六分儀製造業; 化学実験機械器具製造業 (ガラス製品及び測定機械を除く); 物理実験機械器具製造業 (測定機械器具を除く)

×顕微鏡製造業; 望遠鏡製造業; 医学実験機械器具製造業; 機械的測定機械器具製造業; 工業用精密測定器製造業; 電気計測記録機製造業

382 機械的測定及び制御機械器具製造業

3821 機械的測定及び制御機械器具製造業

主として温度, 壓力, 運動, 回転, 流水, 液面, 濕度, 密度, 酸度, アルカリ度及び燃焼度等の指示記録測定, 又は制御を行う機械及び器具, すなわちダイア

中分類38—専門機械, 理化学機械, 制御機械器具, 写真機, 光學機械器具及び時計製造業

ル型壓力計, 硬度, 抗張力, 壓縮, 撓れ, 展張, 弾性等の試験機及び空暖計, 氣壓計, 晴雨計の様な家庭用, 又は事務所用機械器具の製造に従事する事業所をいう。主として電氣量, 電氣特性の指示器, 計測機, 記録器を製造する事業所は細分類3613—電氣計測機及び記録機製造業に, 時計は細分類3871に, 又, 計量ポンプの製造を行うものは細分類3589—他に分類されないサービス用及び家庭用機械器具製造業に分類される。

○壓力計製造業; 溫度計製造業 (體溫計を除く); 濕度計製造業; 氣壓計製造業; 回轉計器製造業; メーター製造業 (電氣メーターを除く); 硬度計製造業; 繊維試験機械器具製造業; 強度試験機械器具製造業; 電子顯微鏡製造業; オツシログラフ製造業; 材料試験機械器具製造業

×電氣計量機械製造業; 計量ポンプ製造業

383

光學機械器具及びレンズ製造業

3831

光學機械器具及びレンズ製造業

主として光學レンズ, プリズムの研磨を行い, 顯微鏡, 望遠鏡, フィールドグラス, オペラグラス及びその他の屈折計, 分光計, 分光器, 比色計, 偏光鏡及びその他の光學測定機械器具の製造に従事する事業所をいう。主として眼鏡, 眼鏡レンズ, 眼鏡枠の製造に従事する事業所は細分類3851—眼鏡製造業に, 電子顯微鏡の製造は小分類382に分類される。

○レンズ製造業; プリズム製造業; 顯微鏡製造業; 望遠鏡製造業; 双眼鏡製造業
分光計分光器製造業; 比色計製造業; 偏光器製造業

×眼鏡レンズ, 眼鏡製造業

384

外科, 内科及び齒科用醫療機械器具及び醫療用附屬品製造業

3841

外科, 内科及び齒科用醫療機械器具製造業

主として外科用, 獸醫用, 整形外科用, 齒科用, 内科用, その他の醫療用機械器具の製造に従事する事業所をいう。

主として外科用, 整形外科用補充品の製造に従事するものは細分類3842に, 電氣治療器具, レントゲン線装置は細分類3693—レントゲン及び治療器具並びにラヂオ真空管以外の電子管製造業に分類される。齒科醫の注文によつて義齒, 入れ齒を製造するものは大分類K—サービス業に分類される。

○外科醫療機械器具製造業 (電氣治療用を除く); 内科醫療機械器具製造業 (電氣治療用を除く); 整形外科醫療機械器具製造業; 齒科醫療機械器具製造業; 獸醫用機械器具製造業; 聽診器製造業; 吸入器製造業; 注射器製造業; 灌腸器製造業

×電氣治療器具製造業; レントゲン装置及び器具製造業; 義齒製造業 (個人の注文により製造するもの)。

中分類38—専門機械, 理化学機械, 制御機械器具, 寫眞機, 光學機械器具及び時計製造業

3842 外科用及び整形外科用器具, 並びに他に分類されない人體保安装置製造業

主として外科用及び整形外科用器具, 附屬品, 並びに人體保安装置の製造に従事する事業所をいう。こゝに入るものは縫合用腸紐, 病院用及び外科用消毒器具, 義手, 義足, 副木, 下腹部支え, 腕吊支柱, 月經帶, 繻帶, 外科用ガーゼ, 絆創膏, ギプス及び他に分類されない種々の保護装置及び附屬品等である。

主として外科, 内科, 齒科醫療用機械器具の製造に従事する事業所は細分類3841に分類される。

○消毒用器具製造業 (外科用のもの); 義手, 義足製造業; 松葉杖製造業; 副木製造業 (外科用のもの); 縫合用糸製造業 (外科用のもの); ギプス製造業; コルセット製造 (醫療用のもの); 月經帶製造業; ガーゼ繻帶製造業。

×醫療用機械器具製造業

385 眼鏡製造業

3851 眼鏡製造業

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠, 完成した眼鏡の製造に従事する事業所をいう。個人の注文により眼鏡を調整するものは大分類G—商業に分類される。

○眼鏡レンズ製造業 (個人注文によるものを除く); 眼鏡枠製造業

386 寫眞機械器具製造業

3861 寫眞機械器具製造業

主として寫眞機械器具及び寫眞用品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は寫眞機及び活動寫眞撮影機, 映寫機, 複寫機, 乾板, フィルム入れ, 三脚, フィルム巻枠, 現像用タンク及び現像機械, 引伸機, 映寫幕等である。寫眞原紙 (感光剤を塗布しないもの), 飾紙, 臺紙, 畫架, 蛇腹の製造を行うものは中分類26—紙及び類似品製造業に, 寫眞技術用化学藥品, 感光寫眞材料の製造に従事するものは中分類28—化学工業に, 寫眞用ガラスは中分類32—ガラス及び土石製品製造業に, 寫眞用レンズを製造する事業所は細分類3831に分類される。

○寫眞機製造業; 活動寫眞撮影機; 映寫機製造業; 寫眞複寫機引伸機製造業; フィルム製造業; 乾板製造業; 印畫紙製造業; フィルム入れ製造業; フィルム巻枠製造業; 現像タンク現像機械製造業; 映寫幕製造業; 三脚製造業 (寫眞器用)

×印畫紙用原紙製造業; 寫眞用藥品製造業; 寫眞用ガラス製品製造業; レンズ製造業

387 時計及び時計部分品製造業

3871 時計及び時計部分品製造業 (時計側を除く)

主として電氣時計を含む時計, 時刻指示装置及び時計部分品の製造に従事する

中分類38—専門機械, 理化學機械, 制御機械器具, 寫眞機, 光學機械器具及び時計製造業

事業所をいう。

主として購入せる機械と時計側から完成時計を製造する事業所もここに含まれる。主として時計側の製造に従事するものは細分類3872に、時計ガラスを製造するものは中分類32—ガラス及び土石製品製造業に、不破ガラスの製造は中分類396—他に分類されない可塑性製品製造業に分類される。

○時計製造業; 電気時計製造業; 時計部分品製造業

×時計側製造業; 時計ガラス製造業

3872 時計側製造業

主として材料のいかんを問わず時計側の製造に従事する事業所をいう。